

たか婚活ネットワークラボ出会いサポートセンター利用促進補助金交付要綱

令和3年12月1日

婚 ラ ボ 第 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、未婚化及び晩婚化が進んでいる男女の結婚の機会を促進し、もって少子化の解消を図り、活力ある地域づくりを推進するため、兵庫県が設置するひょうご出会いサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に登録した者に対して、たか婚活ネットワークラボ出会いサポートセンター利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、多可町補助金交付規則（平成17年11月1日規則第118号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) サポートセンターに入会した者であること。
- (2) 第4条に規定する補助金の交付申請日以前に1年以上多可町に住所を有し、将来も多可町に定住を希望する者で、かつ、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻を予定する者を除く。）であること。
- (3) 町税を完納している者であること。
- (4) 多可町暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、サポートセンターの入会登録料に限り5,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき毎年1回とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、たか婚活ネットワークラボ出会いサポートセンター利用促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）にサポートセンターが発行した領収書等及び完納証明書を添えて、サポートセンターの登録の日から3月以内に町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が決定したときは、たか婚活ネットワークラボ出会いサポートセンター利用促進補助金交付決定通知書（様式第2号）によ

り、補助金の交付をしないことを決定したときは、たか婚活ネットワークラボ出会いサポートセンター利用促進補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定取消し等）

第6条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 前号に掲げるものの他、町長が不適當と認めたとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年6月9日から施行する。